

学校いじめ防止基本方針

平成30年4月1日改定

北海道天売高等学校

目 次

I 「学校いじめ基本方針」	2
II いじめとは	2
1. いじめの定義	
2. いじめの理解	
3. いじめの様態	
4. いじめの解消	
5. いじめ防止の指導体制・組織的対応	
III いじめの未然防止	3
1. 学習指導の充実	
2. HR 活動、特別活動、道徳教育の充実	
3. 相談体制の充実	
4. 人権教育の充実	
5. 情報教育の充実	
6. 保護者・地域との連携	
7. ネットパトロールの充実	
IV いじめの早期発見	4
1. いじめの発見	
2. いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン	
3. 教室・家庭でのサイン	
4. 相談体制の整備	
5. 定期的な調査の実施	
6. 情報の共有	
V いじめへの対応	4
1. 生徒への対応	
2. 関係集団への対応	
3. 保護者への対応	
4. 関係機関への対応	
5. 記録の方法	
6. 事後の取組（再発防止）	
VI ネットいじめへの対応	6
1. ネットいじめとは	
2. ネットいじめの予防	
3. ネットいじめへの対処	
VII 重大事態への対応	7
1. 重大事態とは	
2. 重大事態時の報告・調査協力	

I 「学校いじめ防止基本方針」

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)

■「学校いじめ防止基本方針」

(第13条) 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

■「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

(第22条) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

II いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの理解

(1) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(2) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などもおり、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもある。

(いじめの被害者・加害者は大きく入れ替わるので、被害者や加害者になりそうな児童生徒を発見・予見して対応しようとするよりも、常に児童生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行うべき。)

(参考：国立教育政策研究所)

(3) いじめの動機

- ・嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲(相手を思い通りに支配しようとする)
- ・愉快犯(遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- ・同調性(強い者に追従する、数の多い側に入りたい)
- ・嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・欲求不満(いろいろなを晴らしたい)

(参考：国立教育政策研究所)

3 いじめの様態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

5 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制（未然防止・早期発見）

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制（別紙1）

(2) 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組（別紙2）

※いじめ対策委員会の設置：別紙2に記載

Ⅲ いじめの未然防止

1 学習指導の充実

- ・自己有用感や自己肯定感の醸成
- ・コミュニケーション能力の育成

2 HR 活動、特別活動、道徳教育の充実

- ・規範意識や帰属意識の涵養
- ・ボランティア活動の実施（天売体育協会事業運営補助・花植えボランティア）

3 相談体制の充実

- ・教育相談の実施（4月・10月・2月）
- ・下宿・寮指導の実施（4月・10月）
- ・職場訪問の実施（4月・10月）

4 人権教育の充実

- ・生徒指導講話の実施（6月・10月）

5 情報教育の充実

- ・情報モラル教室の実施（10月）
- ・教科における情報モラル教育の実施

- 6 保護者・地域との連携
 - ・ 三会総会等における学校いじめ防止基本方針の周知
 - ・ 学校公開（学校開放、公開授業、行事等の参加）
 - ・ ホームページ、各種通信の充実
- 7 ネットパトロールの充実
 - ・ 定期的なネットパトロールの実施（月1回以上実施）

Ⅳ いじめの早期発見

- 1 いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」（別紙2）により速やかに報告し、事実確認をする。
- 2 いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン（別紙3）
- 3 教室・家庭でのサイン（別紙4）
- 4 相談体制の整備
 - ・ 相談窓口の設置、周知（別紙5）
 - ・ 面談等の実施（教育相談、下宿・寮指導、職場訪問）
- 5 定期的な調査の実施
 - ・ アンケートの実施（6月・11月）
 - ・ ネットパトロールの実施（月1回以上実施）
- 6 情報の共有
 - ・ 報告経路の明示、報告の徹底
 - ・ 職員会議等での情報共有
 - ・ 要配慮生徒の実態把握
 - ・ 入学進級時の引継ぎ

Ⅴ いじめへの対応

- 1 生徒への対応
 - (1) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

 - ・ 安全・安心を確保する
 - ・ 心のケアを図る
 - ・ 今後の対応について、ともに考える
 - ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます
 - ・ 温かい人間関係をつくる

(2) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然な態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を与える

2 関係集団への対応

周りで面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

3 保護者への対応

(1) いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるように配慮する。

- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

(2) いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるためには保護者の協力が必要である

(3) 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 下宿・寮の責任者に対して

事実関係を説明し、協力してもらうとともに、生徒に対して適切な対応の協力を求める。

- ・生徒が安心することができる場所を確保する

4 関係機関への対応

(1) 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

- (2) 警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- (3) 福祉関係機関
 - ・家庭での養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- (4) 医療機関との関係
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言
- 5 記録の方法

関係者からの聞き取りをする際には、生徒を守り、保護者に安心感を与え、教職員自身も尊重するために、事実だけを記録することを心がける。

 - ・感情を入れることなく、事実のみを記録することを心がける
 - ・先入観や予測を避け、関係者が言ったことを事実として受け取り、軽んじたり、無視したりしない
- 6 事後の取組（再発防止）

発生した問題を一過性のものと考えず、絶えず未然防止・再発防止に努める。

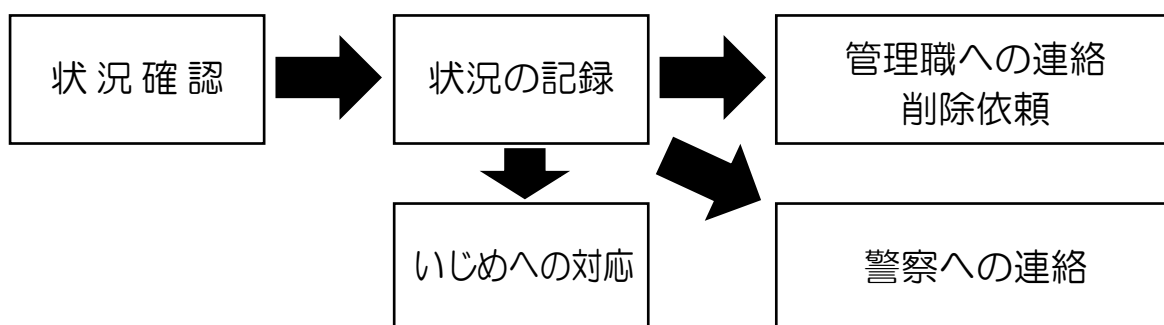
 - ・問題が発生した場合に、自校の取組の検証を行う
 - ・いじめに対する取組の検証、PDCA サイクルによる評価改善を行う

Ⅵ ネットいじめへの対応

- 1 ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・インターネットを通じて、SNS やインターネット上の Web サイトや掲示板などに、特定の生徒の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める行為をするなどの方法により、いじめを行うこと。
- 2 ネットいじめの予防
 - (1) 保護者への啓発
 - ・フィルタリング ※青少年の使用する携帯電話・スマートフォンのフィルタリングは原則化（義務化）されています。
 - ・保護者の見守り
 - (2) 情報教育の充実
 - ・情報モラル教室の実施
 - ・教科における情報モラル教育の充実
 - (3) ネット社会についての講話
 - ・生徒指導講話の実施
- 3 ネットいじめへの対処
 - (1) ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール

(2) 不当な書き込みへの対処



Ⅶ 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額な金品を奪い取られた場合

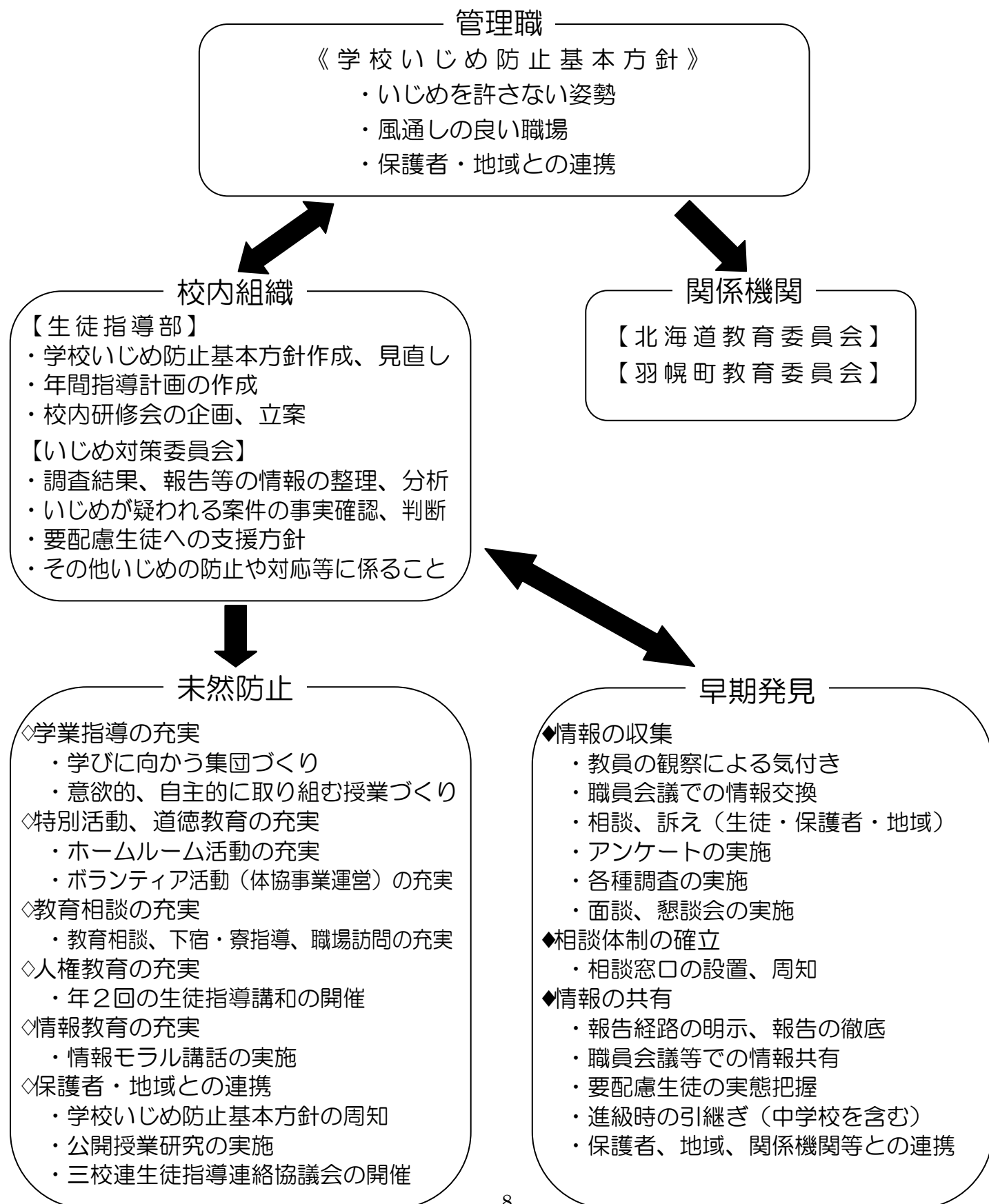
(2) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合の状況判断

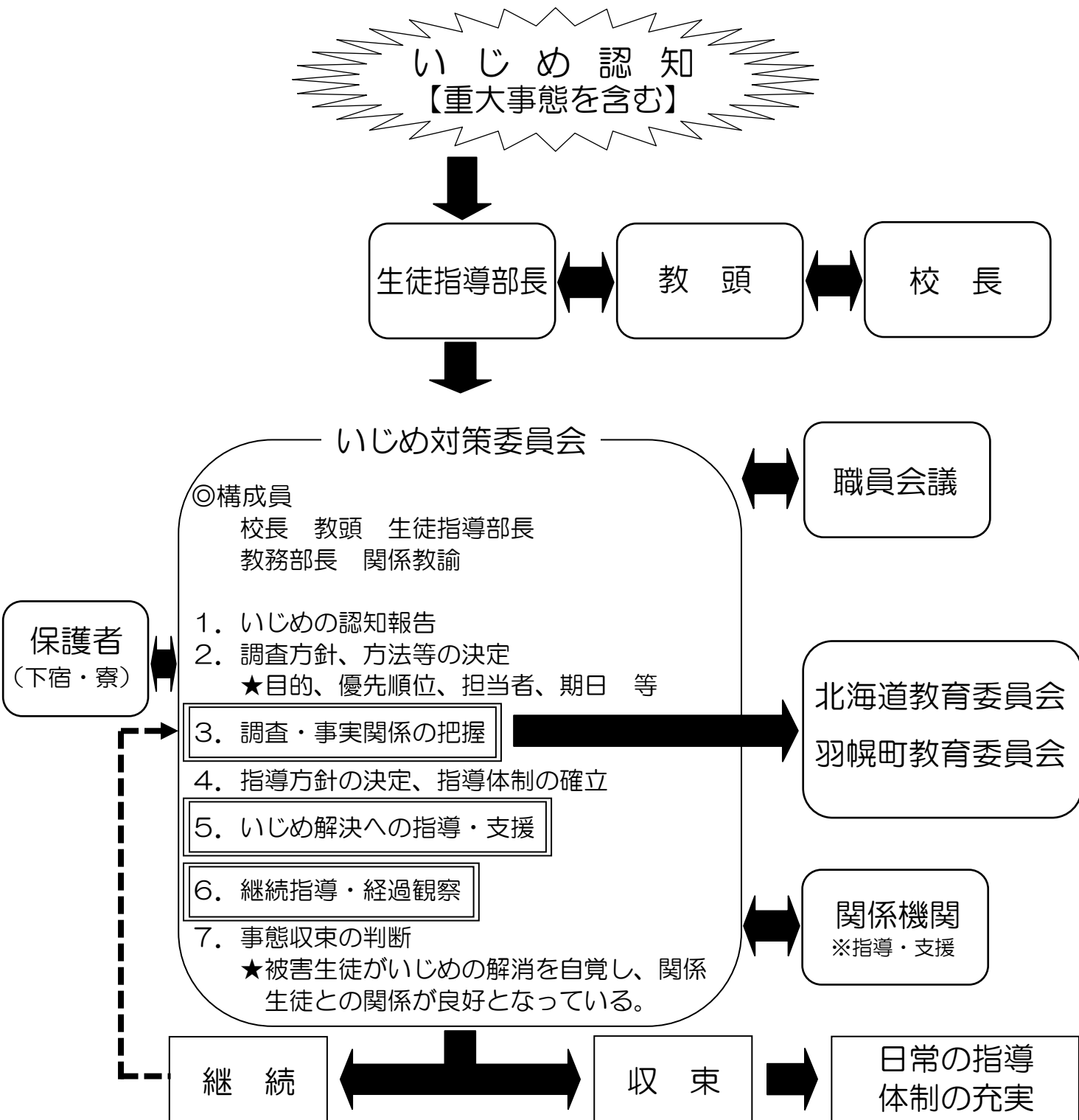
2 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、「緊急時の組織的対応」(別紙2)に基づき対応し、北海道教育委員会、羽幌町教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



※いじめは解消されたが
継続した指導が必要

別紙3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	チェック	サイン
登校時 SHR	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻、欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教員と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れて、期限に遅れる。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室、トイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・机周りが散乱している。 ・決められた座席と異なる席についている。 ・教科書、ノートに汚れがある。
休み時間等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当（給食）にいたずらをされる。 ・昼食（給食）を教室の自分の席で食べない。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っているが表情がさえない。 ・衣服が汚れていたりする。 ・一人で掃除している。
放課後等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ・一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

チェック	サイン
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙4

1 教室でのサイン

教室がいじめの場所になることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下等を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

チェック	サイン
<input type="checkbox"/>	・嫌なあだ名が聞こえてくる。
<input type="checkbox"/>	・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
<input type="checkbox"/>	・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
<input type="checkbox"/>	・筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/>	・壁等にいたずら、落書きがある。
<input type="checkbox"/>	・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

チェック	サイン
<input type="checkbox"/>	・学校や友人のことを話さなくなる。
<input type="checkbox"/>	・友人やクラスの不平、不満を口にするが多くなる。
<input type="checkbox"/>	・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
<input type="checkbox"/>	・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
<input type="checkbox"/>	・受信したメール（投稿、コメント等を含む。）をこそこそ見たり、電話におびえたりする。
<input type="checkbox"/>	・不審な電話やメール（投稿、コメント等を含む。）があったりする。
<input type="checkbox"/>	・遊ぶ相手が急に変わる。
<input type="checkbox"/>	・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<input type="checkbox"/>	・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
<input type="checkbox"/>	・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
<input type="checkbox"/>	・登校時刻になると体調不良を訴える。
<input type="checkbox"/>	・食欲不振、不眠を訴える。
<input type="checkbox"/>	・学習時間が減る。
<input type="checkbox"/>	・成績が下がる。
<input type="checkbox"/>	・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/>	・自転車がよくパンクする。
<input type="checkbox"/>	・家庭の品物、金銭がなくなる。
<input type="checkbox"/>	・大きな額の金銭を欲しがる。

別紙5

いじめに関する相談窓口

☆北海道天売高等学校

☎ 01648-3-5144

☆24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）

☎ 0120-0-78310

※ 無料 ・ 24時間受付

☆子ども相談支援センター（北海道教育委員会・北海道立教育研究所）

☎ 0120-3882-56

※ 無料 ・ 24時間受付

✉ doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

☆教育相談電話（留萌教育局）

☎ 0164-42-5717

☆少年相談110番（北海道警察本部）

☎ 0120-677-110

※ 無料

☆チャイルドラインほっかいどう（認定NPO法人 チャイルドラインほっかいどう）

☎ 0120-99-7777

※ 期日は限られていますが、チャットでの相談も可能です
→チャイルドラインほっかいどうホームページ内に掲載